

高度外国人材の受入れに係る新たな制度の創設について

新制度の創設経緯

- 令和4年9月29日、教育未来創造会議において、総理が「高度人材の受入れについて、世界に伍する水準の新たな制度の創設を含め、改革を進めていく必要がある…本会議（教育未来創造会議）と新しい資本主義実現会議及び外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が連携して、年度内に、具体化してください」と御発言。
- 令和5年2月17日、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において新制度案を決定。
- 令和5年4月21日、世界の人材獲得競争に負けないよう、更に高度外国人材の受入れを促進するため、以下の2つの制度を導入。
 - ①高度外国人材の中でもトップレベルの能力がある者の受入れ促進することを目的とした「特別高度人材制度(J-Skip)」
 - ②将来有為な人材としての活躍が期待されるポテンシャルの高い若者を早期に呼び込むことを目的とした「未来創造人材制度(J-Find)」を導入。

現行高度人材ポイント制の概要

1 在留資格

項目ごとのポイントを合計し、

70点以上

(学歴・職歴・年収・年齢等の項目)

在留資格「高度専門職」1号 $\xrightarrow{3年}$ 2号 (※号の区分で優遇措置に差)

3つの活動類型があり、加算されるポイント項目に差

(1) 高度学術研究活動
(大学教授や研究者等)

(2) 高度専門・技術活動
(企業で働く技術者等)

(3) 高度経営・管理活動
(企業の経営者等)

2 優遇措置

1号：①有期で最長の在留期間「5年」の一律付与
②複数の在留資格にまたがる活動を認める

③親の帯同 ④外国人家事使用人(1人)の雇用 ⑤配偶者の一部職種でのフルタイム就労 ⑥在留歴に係る永住許可要件の緩和 等

3年

2号：①在留期間「無期限」の付与
②ほぼ全ての就労資格の活動を行うことが可能

③～⑥等は1号と同じ

特別高度人材（J-Skip）の概要

1 在留資格

ポイント制によらず**学歴又は職歴と年収**が下記の水準以上であれば、「高度専門職（1号）」を付与

① 高度学術研究活動
（大学教授や研究者等）

- ・ 修士号以上取得、年収2,000万円以上の者
- ・ 職歴10年以上、年収2,000万円以上の者

② 高度専門・技術活動
（企業で働く技術者等）

③ 高度経営・管理活動
（企業の経営者等）

- ・ 職歴5年以上であり、年収4,000万円以上の者

入国後

在留資格「高度専門職」1号 → 1年 → 2号 （※号の区分で優遇措置に差）

2 追加優遇措置：ポイント制の優遇措置に加え、以下の拡充した優遇措置を受けられる

①世帯年収が3,000万円以上の場合、外国人家事使用人2人まで雇用可能（家庭事情要件等は課さない（※））

②配偶者は、在留資格「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」及び「興行」に該当する活動に加え、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」及び「技能」に該当する活動についても、経歴等の要件を満たさなくても、週28時間を超えて就労を認める

③出入国時に大規模空港等に設置されているプライオリティレーンの使用が可能

※13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事できない配偶者を有すること、又は外国で継続して1年以上雇用していた家事使用人を引き続き雇用することを課さないもの

未来創造人材制度（J-Find）の概要

対象者：以下の3要件全て満たす者

- (1) 3つの世界大学ランキング（※1）中、2つ以上で100位以内にランクインしている大学を卒業、又はその大学の大学院の課程を修了して学位又は専門職学位を授与されている
- (2) 卒業から5年以内
- (3) 滞在当初の生計維持費20万円の所持

在留資格「特定活動」（未来創造人材）を付与

活動内容

在留期間は、最長2年間（1年又は6月ごとに更新が必要）（※2）

- 就職活動
- 起業準備活動
- 上記活動を行うために必要な資金を補うための就労

配偶者・子について

扶養する配偶者・子は、在留資格「特定活動」（未来創造人材の配偶者等）が付与され、帯同することが可能。なお、配偶者・子の就労には、資格外活動許可が必要。

（※1）①アカアクリ・シモンズ 社公表のQS・ワールド・ユニバーシティ・ランキング、②タイムズ 社公表のTHE ワールド・ユニバーシティ・ランキング、③シャanghai・ランキング・コンサルタント 公表のアカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバーシティズ

（※2）特定活動（継続就職活動）、起業活動促進事業、特区創業活動促進事業、特定活動（卒業後起業活動）等の類似制度と併せて累計2年を超えない範囲で活用できる